

委託仕様書

1 委託業務名

醍醐駅周辺における新しい公共空間づくり支援業務（公共空間利活用方針等の策定及び社会実験）

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

京都市では、少子高齢化や公共空間の老朽化、低未利用等の課題がある山科・醍醐エリアにおいて、地域の魅力やポテンシャルを最大限に活かし、多様な主体との共創によるまちづくりを進めるため、令和7年3月に「meetus（ミータス）山科・醍醐 みんなで創るまちPLAN（以下「PLAN」という。）」（別紙1参照）を発表したところである。

「PLAN」でも示したように、公園や交流施設をはじめとする公共空間を魅力的なものとし、開かれた場所において多様な主体が連携しながら、様々な利活用が行われる空間とすることは、山科・醍醐のエリアの価値向上につながると考えている。

本事業は、全市平均を大きく上回る人口減少が見込まれる醍醐エリアにおいて、定住・移住の促進に向けて実施するもので、醍醐エリアの拠点の一つである醍醐駅周辺が、親子をはじめとする多世代が快適に過ごせる居場所となるよう、醍醐駅直結の地域の拠点施設であるパセオ・ダイゴローのアトリウムや、緑道、折戸公園をはじめとする周辺公園等の公共空間を利活用するため、リニューアルに向けた利活用方針を策定するとともに、醍醐のまちづくりに関わりたいプレイヤーの参画を得ながら、社会実験等を通して醍醐駅周辺の賑わい創出を図る。

4 業務の内容

（1） 醍醐駅周辺エリアのポテンシャル分析

醍醐駅周辺の公共空間について、「PLAN」で目指す「親子が過ごせる快適な居場所」の実現に向けて、具体的な利活用方針を作成するため、次の業務を行う。

ア ポテンシャルリサーチ

施設管理者、地域団体へのヒアリングや現地調査に基づき、エリアの地域資源を調査・分析する。

イ 公共空間等利活用の方向性の検討・設定

調査分析結果を踏まえ、エリアの特色を把握するとともに、本市関係各課と協議のうえ、公共空間利活用の方向性を検討し、設定する。

別紙2に示す①パセオ・ダイゴローのアトリウム、②緑道、③折戸公園については、必ず範囲に含めること。

なお、以下に留意すること。

- ・ 民間事業者との公民連携による公共空間の利活用を促進する方向性とする
- ・ 持続可能な運営が可能な活用方法とし、具体的な運営方法も検討すること。
- ・ 効果的な広報手段を検討すること。

ウ 公共空間利活用に向けた検討提案

公共空間の利活用及びリニューアル（ハード整備）に向けた提案を行うこと。公共空間利活用の具体的なイメージ（スケッチ又はパース）を1か所につき1つ以上作成すること。

（２） 社会実験の実施

本市職員や関係するステークホルダーと共に（１）の検討結果に基づき、以下の社会実験を実施する。社会実験の実施時期は、令和7年12月頃を想定している。

社会実験の実施に当たっては、醍醐支所が別途実施を予定する「醍醐まちづくりカフェ※」（仮称）（以下「まちづくりカフェ」という。）と連携を図り、まちづくりカフェで発掘されたプレイヤーの参画も得ながら、将来的に当該プレイヤーによる自走化できる社会実験の内容とすること。

なお、社会実験では、定住・移住促進に向けて、アンケート等により求められる賑わい等のニーズ調査や滞在時間・人の流れに関する効果検証に加えて、定住・移住につながる関係者人口の増加に必要な取組検証を行うこと。

【社会実験の概要】

醍醐駅周辺の公共施設において親子が集える憩いの場の創出
（パセオダイゴローのアトリウムにおける芝生広場（＋物販、相談サービス等）や、緑道・周辺公園等におけるマルシェを想定）

- ※ まちづくりに興味・関心のある方々が集い、仲間をみつけて、自由な発想で主体的にまちづくり活動を行っていただける場
- ※ 「まちづくりカフェ」では、定住・移住促進につながる醍醐のまちづくり等をテーマに意見交換する予定

（３） リニューアルに向けた検討

令和8年度以降に実施する、公共空間のリニューアルに向けた手法、整備範囲を検討するとともに、5年後の完成を目途に、実施に至るまでの具体的なスケジュール及びフロー図を作成すること。

（４） 醍醐駅周辺公共空間利活用方針等の作成

（２）の検証及び（３）の検討を基に、理想的な過ごし方や公共空間の使われ方を描いた「公共空間利活用方針」をまとめる。

「利活用方針」は、①パセオ・ダイゴローアトリウム、②緑道、③折戸公

園のリニューアル構想につながるものとし、今後、公民連携で取り組むべき内容を盛り込むこと。

(5) その他

醍醐駅周辺公共空間リニューアルに向けて、本市が関係者と協議を行う際は、本市の求めに応じて助言や資料作成のサポートなどの支援を行うこと。

5 実施体制等

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること。
- (4) 関連事業との連携
公共空間リニューアル及び市民協働による公共空間の活用に向けて、令和6年度エリアマネジメント支援事業として取り組んだ「meetus LABO！」(別紙3参照)や、本市が実施する関連事業と連携を図ること。

6 成果物

- (1) 業務報告書 3部
※ 業務報告書は、4-(2) 社会実験とその他業務に分けて作成、提出すること。
- (2) 本業務で取得又は利用、作成した資料 3部
- (3) (1) 及び (2) に係る電子データ (CD-R 又は DVD-R) 一式
※ 電子データの提出の際は、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出するものとする。また、電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

7 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること。
- (2) 業務の完了を確認するための検査を行う日時及び場所は、発注者が決定する。

- (3) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了を確認するための検査を受けること。
- (4) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、発注者の指示に従うものとする。

8 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払は行わない。
- (2) 部分払は行わない。
- (3) 完了払
業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

9 業務完了後の書類の提出

業務完了後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ・ 完了通知書
- ・ 成果物（本仕様書 6 参照）
- ・ 請求書

10 契約等

募集要項 5 に記載の契約の締結等に関しては、以下のとおりとする。

- (1) 見積書及び完了通知書、請求書は、4-(2) 社会実験とその他業務に分けて作成、提出すること。
- (2) 4-(2) 社会実験については、京都市伏見区長（担当：伏見区役所醍醐支所）（契約件名：醍醐駅周辺における新しい公共空間づくり支援業務（社会実験））と、その他業務については京都市長（担当：都市計画局都市企画部都市総務課）（契約件名：醍醐駅周辺における新しい公共空間づくり支援業務（公共空間利活用方針等の策定））と契約を締結する。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 取組主体の都合等により、期間や業務内容の変更が必要となった場合、発注者と受注者で協議を行い、取り組むこととする。また、これに伴い契約変更及び委託料の変更を行う場合がある。
- (3) 本業務は、本仕様書によるほか個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (4) 社会実験等に要する費用（施設使用料やイベント賠償責任保険料を含む。）については、本業務の委託料に含むものとする。ただし、各コンテンツの実

費は協議により、発注者が別途、用意する場合がある。